

「企業局職員の懲戒処分に関する運用基準」における公務中の  
物損事故に係る処分量定の具体的基準

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 損害 財産について生じた損害をいう。
  - (2) 事故 職員がその職務を遂行するにつき故意または過失により函館市企業局（以下「局」という。）および第三者に損害を加えた場合をいう。
  - (3) 局の責任額 事故により第三者に加えた損害の額に局の過失割合を乗じて得た額をいう。
  - (4) 第三者の責任額 事故により局に生じた損害の額に第三者の過失割合を乗じて得た額をいう。
  - (5) 局負担額 第三者への賠償金および補償金等の額、局に生じた損害に係る修繕料等の額（第三者の責任額を控除した額とする。）ならびに道路等の原状復帰のための清掃手数料等の額の合計額であって、保険による補填前の額をいう。
- 2 局負担額のうち賠償金の算定にあたっては、局の責任額と第三者の責任額をそれぞれ相殺するものとする。
- 3 過失割合が5割を超え、局負担額が100万円以上の物損事故は、戒告
- 4 過失割合が5割を超え、局負担額が50万円以上100万円未満の物損事故は、訓告
- 5 過失割合が5割を超え、局負担額が20万円以上50万円未満の物損事故は、嚴重注意

6 過失割合が5割以下の物損事故（局負担額が20万円以上のものに限る。）は，嚴重注意

※ 上記の基準については，平成29年12月1日以降の物損事故について適用する。なお，他の交通違反や人身を伴う事故の場合，報告義務を怠った場合は，それらを加味したうえで，処分を行うものとする。